



第 **124** 回
定時株主総会 招集ご通知

証券コード 7231

トピー工業株式会社



株主の皆様におかれましては、
日頃よりトピー工業グループに対し、
ご理解とご支援を賜り、感謝
申し上げます。

さて、当社第124回定時株主
総会を6月26日（火曜日）に開
催いたしますので、ここに招集の
ご通知をお届けいたします。第
124期（平成29年4月1日から平
成30年3月31日まで）の概況及び
株主総会の議案についてご説明
申し上げますので、ご高覧ください
ますようお願い申し上げます。

平成30年6月

代表取締役社長
高松信彦

トピー工業グループの存続と
発展を通じて、
広く社会の公器としての
責務を果たし、
内外の信頼を得る。

当社グループは、顧客の満足を
得られる品質とコストを追求した商
品を提供することで、社会の発展に
寄与し、また、適時・適切な情報
開示、地域社会への貢献、地球環
境問題への積極的な取り組み等
を通じて、企業として社会的責任を果
たしていくことにより、当社の企業
価値ひいては株主の皆様の共同の
利益を一層高めていくことを使命と
しております。

第124回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	9
1. 企業集団の現況に関する事項	9
2. 会社の株式に関する事項	16
3. 新株予約権等の状況	17
4. 会社役員の状況	17
5. 会計監査人の状況	19
6. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	20
7. 会社の支配に関する基本方針	24
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	26
計算書類	27
連結計算書類	
連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29
計算書類	
貸借対照表	30
損益計算書	31
株主資本等変動計算書	32
監査報告	33
連結計算書類に係る会計監査報告	33
計算書類に係る会計監査報告	34
監査役会の監査報告	35

証券コード 7231
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

トピー工業株式会社

代表取締役社長 高松信彦

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）を通じて、平成30年6月25日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、インターネットにより議決権をご行使される際には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第124期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第124期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - 1) 書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.topy.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会へ 出席する場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

株主総会開催日時

平成30年6月26日(火曜日)
午前10時



議決権行使書を 郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

到着期限

平成30年6月25日(月曜日)
午後5時45分まで



インターネット による議決権 行使の場合

当社の指定する議決権行使専用ウェブサイトへアクセスいただき行使ください。
※インターネットによる議決権行使については、4頁をご参照ください。

行使期限

平成30年6月25日(月曜日)
午後5時45分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ▶ 全員賛成の場合……「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合…「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を……「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

第2号議案

- ▶ 賛成の場合……………「賛」の欄に○印
- ▶ 否認する場合……………「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要な
「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス  <https://www.web54.net> ウェブ行使

2 議決権行使のお取扱いについて

- 1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- 1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- 2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)
- 2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてお問い合わせください。
 - (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120-782-031 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 たか まつ のぶ ひこ 高 松 信 彦 (昭和30年6月2日生)	昭和54年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成23年4月 同社執行役員製鉄技術部長 平成24年4月 同社顧問 ウジミナス社執行役員技術・品質担当 平成26年8月 同社副社長経営企画担当 平成28年4月 新日鐵住金株式会社常務執行役員グローバル事業推進本部副部長 平成28年9月 ウジミナス社取締役 平成29年4月 当社専務執行役員社長補佐 新日鐵住金株式会社顧問 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任)	3,400株
[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に鉄鋼事業や海外事業の分野に精通し、平成29年から代表取締役社長として当社グループの経営全般を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づき、当社の中期経営計画「Growth & Change 2018」の全体統括者として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			
2	 さい どう のり お 齋 藤 徳 夫 (昭和31年12月13日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員プレス事業部副事業部長 平成23年6月 当社取締役プレス事業部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員プレス事業部長 平成25年6月 当社常務執行役員プレス事業部長 平成27年4月 当社常務執行役員経営企画部長 平成29年4月 当社専務執行役員経営企画部、財務部管掌 平成29年6月 当社専務取締役経営企画部、財務部管掌 平成30年4月 当社専務取締役経営企画部、財務部、営業総括部管掌(現任) (重要な兼職の状況) トピーアメリカ, INC. Director、トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコ S.A. DE C.V. Director、ATCホールディングス株式会社代表取締役社長、旭テック株式会社取締役	4,790株
[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、海外駐在やスチール、プレス及び造機事業部営業部門等に携わり、現在、経営企画部、財務部及び営業総括部管掌として当社グループ全体の経営計画や事業戦略を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>新任</p>  <p>くまざわ さとし 熊澤 智 (昭和31年5月26日生)</p>	<p>昭和55年4月 オリент時計株式会社入社 平成元年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員総務部長 平成25年4月 当社執行役員社員部長 平成27年4月 当社常務執行役員社員部長 平成28年7月 当社常務執行役員人事部長 平成29年4月 当社専務執行役員人事部長 平成30年4月 当社専務執行役員総務部、人事部管掌(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) トピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisariss</p>	6,900株
<p>[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に管理部門に携わり、現在、総務部、人事部管掌として当社グループ全体の管理運営を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>新任</p>  <p>きの した ひろ けい 木下 浩幸 (昭和31年9月24日生)</p>	<p>昭和56年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成23年4月 当社執行役員技術統括部特命担当部長 平成24年4月 当社執行役員造機事業部副事業部長兼造機事業部神奈川製造所長</p> <p>平成27年4月 当社常務執行役員造機事業部長 平成29年4月 当社専務執行役員造機事業部長 平成30年4月 当社専務執行役員技術部、IoT推進部、安全管理掌(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) トピー履帯(中国)有限公司監事、トピー履帯インドネシア Director</p>	2,700株
<p>[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に鉄鋼事業に精通し、現在、技術部、IoT推進部、安全管理掌として当社グループ全体の技術や研究、開発を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	 <p>井上 毅 (昭和27年4月4日生)</p> <p>☐ 社外 ☐ 独立</p>	<p>昭和51年4月 日本開発銀行入行 平成18年6月 日本政策投資銀行監事 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行常勤監査役 平成22年6月 日本原燃株式会社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員 平成26年6月 株式会社価値総合研究所代表取締役社長 平成28年6月 当社取締役(現任) 株式会社日本経済研究所代表取締役社長 (重要な兼職の状況) 三菱製紙株式会社社外監査役、富士石油株式会社社外監査役</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>人格・識見・実行力ともに優れ、主に経営者として培った豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			
6	 <p>森脇純夫 (昭和32年3月3日生)</p> <p>☐ 社外 ☐ 独立</p>	<p>昭和56年4月 弁護士登録(現在に至る) 石井法律事務所入所(現在に至る) 平成3年4月 同所パートナー(現任) 平成11年4月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護) 平成19年4月 東京大学法科大学院客員教授 平成27年5月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長 平成29年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士、石井法律事務所パートナー、JSR株式会社社外監査役</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>人格・識見・実行力ともに優れ、弁護士として長年培った法律に関する豊富な知識と経験を有しております。 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 井上 毅氏及び森脇純夫氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
 3. 井上 毅氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年、森脇純夫氏は1年となります。
 4. 当社は井上 毅氏及び森脇純夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山本 勝氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者坂本弘一氏は、監査役山本 勝氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
新任  坂本弘一 (昭和31年10月7日生)	昭和57年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員青島トピー機械有限公司董事兼総経 理兼トピー履帯(中国)有限公司董事兼総経 理 平成28年4月 当社執行役員トピー履帯(中国)有限公司董事兼 総経 理 平成29年4月 当社参与、トピー履帯(中国)有限公司董事兼総 経 理 平成30年4月 当社総務部付参与(現任)	15,895株
[監査役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、スチール、プレス及び造機事業部等で当社事業に携わり、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言や、監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者が選任された場合、当社は候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国及び欧州では景気が堅調に推移するとともに、中国及び新興国でも持ち直しの動きが続いたことから、全体としては緩やかに回復しました。わが国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しに加え、鉱工業生産や設備投資についても増加基調で推移したことにより、緩やかに回復しました。

このような状況下、当社グループは、持続的成長と働きがいのある会社を目指した中期経営計画「Growth & Change 2018」の諸施策を着実に実行しております。その一環として、スチールホイール事業において、グローバル供給体制の拡充を図るため、長期的に自動車生産の拡大が見込まれるインドに合弁会社を設立するとともに、事業基盤のより一層の強化を図るため、同業のリンテックス株式会社を完全子会社化いたしました。加えて、需要に応じた生産体制の見直しや生産性向上等のコスト改善に引き続き取り組んでまいりました。また、省エネ活動を推進し、神奈川製造所（神奈川県茅ヶ崎市）が平成29年度省エネ大賞を受賞いたしました。

なお、本年4月17日に公表のとおり、アルミホイールのグローバル供給体制の新たな基盤構築を図るため、旭テック株式会社の持株会社であるATCホールディングス株式会社の完全子会社化を決定いたしました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高2,304億6千2百万円（前期比10.7%増）、営業利益79億9千7百万円（前期比11.4%増）、経常利益80億3千4百万円（前期比31.4%増）となりました。一方で、前期に固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上があったため、親会社株主に帰属する当期純利益は55億円（前期比23.5%減）となりました。

2) セグメント別の状況 セグメント別売上高

セグメントの名称	平成28年度 (前連結会計年度) (第123期)		平成29年度 (当連結会計年度) (第124期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼事業	63,803	30.6	71,525	31.0	7,722	12.1
自動車・産業機械部品事業	129,681	62.3	142,790	62.0	13,109	10.1
発電事業	8,425	4.1	9,596	4.2	1,170	13.9
その他	6,326	3.0	6,548	2.8	221	3.5
合計	208,237	100.0	230,462	100.0	22,225	10.7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<鉄鋼事業>

電炉業界においては、鋼材需要が底堅く推移いたしました。一方で、主原料である鉄スクラップ価格が上昇したことに加え、合金鉄等の副資材価格や電力料金等も高騰し、厳しい環境が続きました。

このような環境の中、当社グループは、コスト改善に引き続き取り組むとともに販売価格の改善を進めました。その結果、鉄スクラップ価格の上昇を上回って販売価格が上昇しましたが、副資材価格等の高騰によるコストアップの影響が大きく、売上高は715億2千5百万円（前期比12.1%増）、営業利益は19億2千5百万円（前期比33.2%減）となりました。

<自動車・産業機械部品事業>

建設機械業界においては、排ガス規制前の駆け込み需要等により国内の油圧ショベル販売が増加するとともに、インフラ投資を背景として中国の需要も大幅に増加しました。また、石炭価格の上昇等に伴い鉱山機械需要も拡大しました。自動車業界においては、好調な輸出等に支えられ国内生産台数は前期を上回りましたが、好調に推移してきた米国の乗用車販売に弱い動きが見られました。

このような環境を受けて、当社グループは、建設機械用足回り部品や鉱山向け超大型ホイール等の販売数量が増加したため、売上高は1,427億9千万円（前期比10.1%増）となりました。また、固定費を抑制して、販売数量の増加に対応するとともに、コスト改善にも努めた結果、営業利益は84億3千3百万円（前期比29.2%増）となりました。

<発電事業>

事業計画に沿って安定した電力供給に努めてまいりました。発電燃料である石炭価格が上昇したものの、電力販売価格が石炭価格を上回って上昇したため、売上高は95億9千6百万円（前期比13.9%増）、営業利益は8億7千1百万円（前期比76.1%増）となりました。

<その他>

化粧品等に使われる合成マイカの国内外での販売拡大や全方向移動機能を備えたクローラーロボットの用途開発に努めてまいりました。また、屋内外サインシステム事業、土木・建築事業、「トピレックプラザ」（東京都江東区南砂）等の不動産賃貸及びスポーツクラブ「OSSO」の運営等を行っております。売上高は65億4千8百万円、営業利益は14億6千5百万円となりました。

3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、121億3千2百万円であります。その主なものは鉄鋼事業及び自動車・産業機械部品事業における生産性向上のための設備投資です。

4) 資金調達の状況

平成26年12月にシンジケートローンによる長期借入（92億円）を実行いたしました。シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。当連結会計年度末における借入実行残高は73億6千万円です。

また、平成29年12月に第24回無担保普通社債（発行総額50億円）発行いたしました。

5) 対処すべき課題

当社グループは、2016年度から2018年度を実行期間とする中期経営計画「Growth & Change 2018」を推進し、事業の持続的な成長と働きがいのある会社を目指しております。中期経営計画「Growth & Change 2018」の概要は、以下のとおりです。

(1) 基本方針

当社グループを取り巻く事業環境は、世界的には新興国を中心に自動車需要や鉄鋼需要の拡大が期待される一方で、人口の減少や高齢化の進展等により国内需要の拡大は期待できないと見込まれます。また、回復が遅れている建設機械及び鉱山機械需要については、先行き不透明感があるものの世界の人口増加や都市化率の上昇を背景に長期的には伸長していくと予想されます。

中期経営計画「Growth & Change 2018」では、グローバルでの“成長”と高収益体質への“変革”を引き続き推進し、自動車・産業機械部品事業を成長ドライバーと位置付け、

グローバルでの事業展開を加速することで、持続的な成長を目指します。また、独自技術の新たな活用方法を創造し、新事業へ挑戦します。

(2) 重点テーマ

- ① 事業の持続的成長
- ② 社会からの信頼と共感
- ③ 企業基盤の強化

(3) 数値目標及び計数計画

① 数値目標	2018年度	② 計数計画	2018年度
売上高営業利益率	5.6%	売上高	2,500億円
自己資本利益率 (ROE)	7.7%	(海外売上高比率)	31%
総資産事業利益率 (ROA)	6.1%	営業利益	140億円
D/Eレシオ	0.60	親会社株主に帰属する当期純利益	85億円

(4) セグメント別施策

<鉄鋼事業>

新製鋼工場の効果を最大限に発揮するとともに、当社グループの強みである異形形鋼の製造技術と加工技術を生かした製品群で、新たな需要を開拓します。

<自動車・産業機械部品事業>

新興国を中心に世界の自動車需要が拡大するとともに、グローバル競争が熾烈化する中で、自動車メーカーは共通プラットフォーム化によるコスト削減を進めています。これに対応して世界のどこへでも共通設計のホイールを供給できるグローバル供給体制を拡大・強化することにより、当社グループのプレゼンスを高めます。

建設機械用足回り部品については、海外の生産・物流拠点の拡充に加え、国内マザー工場機能の強化により、グローバル供給体制の再構築を図ることで、新たな顧客開拓を推進します。

また、工業用ファスナーは、グローバル生産拠点の相互補完等により、生産能力の増強を図ることで、拡大する需要を確実に捕捉します。

<発電事業>

周辺環境との調和を最大限配慮した発電設備による、安定した稼働体制の維持及び電気の安定供給に引き続き注力してまいります。

<その他>

長年培ってきた建設機械用足回り部品の製造技術を活用したクローラーロボットを、災害対応や海底調査等の用途に展開するとともに、自動・自律走行が可能な革新的な移動機構を実用化し、需要の拡大が期待されるサービス分野や農業分野への拡販を図ります。

また、電気炉の熔融技術を応用した合成マイカは、化粧品用途での更なる拡販を図るとともに、食品包装フィルム等の工業用途へ拡販を図ります。

6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 (第121期)	平成27年度 (第122期)	平成28年度 (第123期)	平成29年度 (当連結会計年度) (第124期)
売上高(百万円)	237,677	215,872	208,237	230,462
経常利益(百万円)	6,037	8,806	6,116	8,034
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,360	1,700	7,191	5,500
1株当たり当期純利益(円)	99.65	71.80	303.90	234.25
総資産額(百万円)	252,456	231,583	223,050	249,221
純資産額(百万円)	107,941	99,973	104,853	109,859

- (注) 1. 平成26年度(第121期)は、消費税率引き上げの影響により個人消費等には弱い動きが見られたものの、政府の経済対策等に支えられ、わが国経済は緩やかな回復が見られました。鋼材の適正な販売価格の形成を図るとともに、需要に応じた生産体制の構築等に取り組み、利益を増加させることができました。
2. 平成27年度(第122期)は、企業収益の改善を背景とした設備投資の持ち直し等により、緩やかな回復基調で推移したものの、個人消費や鉱工業生産等に弱い動きが続き、わが国経済は回復の踊り場感が見られました。発電事業における特定規模電気事業者への電力供給の開始等に取り組み、経常利益については増加したものの、中国の生産拠点の集約による特別損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。
3. 平成28年度(第123期)は、雇用情勢の改善や鉱工業生産の持ち直し等により、わが国経済は、緩やかな回復傾向で推移しました。鉄スクラップ価格と鋼材販価の値差が縮小したため、経常利益については減少したものの、固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。
4. 平成29年度(当連結会計年度)の状況は、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の1)、2)に記載したとおりであります。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。
6. 平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、平成26年度(第121期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーアメリカ, INC.	百万米ドル 63	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 606	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダ マニファクチャリング インドネシア	億ルピア 7,105	% 90.4	自動車用ホイールの製造、販売
トピー・エムダブリュ・マニユファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V.	百万ペソ 867	% 95.0	自動車用ホイールの製造、販売

8) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

セグメントの名称	主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
鉄 鋼 事 業	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品事業	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
発 電 事 業	電力卸販売
そ の 他	合成マイカ、クローラーロボット、屋内外サインシステム、土木・建築事業、不動産賃貸、スポーツ施設の運営等

9) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店 名古屋市 大阪支店 大阪市中央区
- (3) 名古屋支店 名古屋市中区 豊川製造所 愛知県豊川市
 豊橋製造所 愛知県豊橋市 豊川製造所 愛知県豊川市
 綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市 神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点
 技術センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社
 トピー 実業株式会社 東京都品川区
 トピー 海運株式会社 愛知県豊橋市
 九州ホール工業株式会社 福岡県京都郡苅田町
 株式会社三和部品 茨城県坂東市
 トピーアメリカ, INC. 米国ケンタッキー州
 福建トピー汽車零件有限公司 中国福建省
 トピー履帯(中国) 中国山東省
 トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア インドネシア西ジャワ州
 トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. メキシコ グアナファト州

10) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼事業	920 (114)名	29 (△1)名
自動車・産業機械部品事業	3,729 (428)名	439 (△6)名
発電事業	34 (0)名	0 (0)名
その他	134 (37)名	0 (1)名
全社(共通)	217 (2)名	△3 (0)名
合計	5,034 (581)名	465 (△6)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
 2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,822名	19名	40.4才	18.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計249名)は含めておりません。

11) 当社の主な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額 百万円
シンジケートローン	7,360
株式会社みずほ銀行	4,360
株式会社りそな銀行	2,145
株式会社横浜銀行	2,089
明治安田生命保険相互会社	1,915
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,730

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

1) 発行可能株式総数 88,300,000株

2) 発行済株式の総数 24,077,510株

3) 株主の総数 10,729名

4) 大株主及びその持株数（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日鐵住金株式会社	4,818,264株	20.46%
トピーファンド	1,029,110株	4.37%
明治安田生命保険相互会社	975,134株	4.14%
株式会社みずほ銀行	787,802株	3.34%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	713,900株	3.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	653,419株	2.77%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	574,600株	2.44%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	545,200株	2.31%
トピー工業社員持株会	544,743株	2.31%
みずほ信託銀行株式会社	489,300株	2.08%

(注) 1. 当社は、自己株式を523,512株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役等向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式68,319株を含めておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. トピーファンドは当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

3. 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	委 嘱 職 掌 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	藤 井 康 雄	
代 表 取 締 役 社 長	高 松 信 彦	
取 締 役 副 社 長	石 井 泰 人	技術部、IoT推進部、安全管掌 福建トピー自動車零件有限公司監事
取 締 役 副 社 長	小 島 正	総務部、人事部管掌、内部監査部長 トピー・エムダブリュ・マニユファクチャリング・メキシコ S.A. DE C.V. Director
専 務 取 締 役	齋 藤 徳 夫	経営企画部、財務部管掌 トピーアメリカ, INC. Director
取 締 役	井 上 毅	三菱製紙株式会社社外監査役、富士石油株式会社社外監査役
取 締 役	森 脇 純 夫	弁護士、石井法律事務所パートナー、JSR株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	山 本 勝	
常 勤 監 査 役	小 川 幸 弘	
監 査 役	川 端 雅 一	株式会社小森コーポレーション社外監査役、芙蓉オートリース株式会社社外取締役
監 査 役	醬 油 和 男	公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団専務理事

- (注) 1. 取締役井上 毅氏及び森脇純夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川端雅一氏及び醬油和男氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役川端雅一氏及び醬油和男氏は、金融機関において培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役井上 毅氏及び森脇純夫氏ならびに監査役川端雅一氏及び醬油和男氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の委嘱職掌及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ・取締役副社長石井泰人氏は平成30年3月27日付でトピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisarissを退任いたしました。
 - ・取締役副社長小島 正氏は平成30年2月15日付で内部監査部長に就任し、同年3月13日付でトピーアメリカ, INC. Directorを退任いたしました。
 - ・専務取締役齋藤徳夫氏は平成30年3月13日付でトピーアメリカ, INC. Directorに就任し、同年3月22日付でトピー履帯（中国）有限公司監事を退任いたしました。
 - ・取締役井上 毅氏は平成29年6月29日付で株式会社日本経済研究所代表取締役社長及び株式会社価値総合研究所代表取締役社長を退任いたしました。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の役職名
東 彰	平成29年6月23日	任期満了	取締役

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	8	294
監査役	4	60
（うち社外役員）	12 (4)	355 (34)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成28年6月23日開催の第122回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬として3年間で100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額1200万円が含まれております。

5) 社外役員に関する事項

役職名	氏名	主な活動状況
取締役	井上 毅	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に経営者として培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与しております。
取締役	森脇 純夫	平成29年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与しております。
監査役	川端 雅一	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会17回すべてに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等による監査機能の充実に寄与しております。
監査役	醬油 和男	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会17回すべてに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等による監査機能の充実に寄与しております。

5. 会計監査人の状況

1) 名称 新日本有限責任監査法人

2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3) 非監査業務の内容

社債発行に伴うコンフォートレター作成業務及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社グループは、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業行動の指針とする。

また、業務の有効性及び効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を取締役及び使用人等全員へ周知する。
- ② 法令・企業倫理遵守を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令等遵守の施策を推進する。
- ③ 各部門の業務に関する法令一覧及び「グループ・コンプライアンスガイドブック」の活用、研修・説明会の実施等を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する取締役及び使用人等の責任を明確化し、社内規程を整備するとともに周知することで法令等遵守を推進する。
- ④ 内部通報に関する社内規程に従い、「グループ企業倫理相談室」及び「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する取締役、使用人及び取引先等からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し、当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部を置き、各部門等の内部統制システムの構築及び運用状況を監査する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、警察及び外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として排除する。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 法令ならびに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理を適切に行う。
 - ② 取締役及び監査役が当該情報を常時閲覧できる状態に維持する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクマネジメントに関する社内規程に従い、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対し、各部門が主体的・継続的に取り組むことを基本とする。「リスクマネジメント委員会」は、その進捗状況を定期的に把握・評価するとともに各部門へ助言等を行い未然防止に努める。
 - ② 大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。
 - ③ 経営上の影響が大きい緊急事態が発生した場合、社長を本部長とする「特別対策本部」等を設置し、必要な対応を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめ、「取締役会規程」に定める会社の重要事項を決議する。
 - ② 取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
 - ③ 執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
グループ会社の管理に関する社内規程に従い、当社グループが一体となった経営を行うために以下の体制を整備し、その適切な運用を図るとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。
 - i グループ各社より当該グループ会社の事業方針・計画、決算等経営状況について適宜報告を受ける。
 - ii リスクマネジメントに関する社内規程に従い、グループ会社のリスクマネジメントを推進する。
 - iii グループ各社に対する経営管理担当部署、経営管理業務及び事前協議事項を定め、業績評価を事業年度ごとに実施するとともに、自律的な経営を促す。
 - iv 法令・企業倫理遵守に係る当社体制をグループ各社に準用し、その施策を推進するとともに、実施状況について把握・評価する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、必要に応じ、補助使用人を置く。
 - ② 当該補助使用人の人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。
 - ③ 当該補助使用人は監査役の指示の下で職務を補助する。

- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人等は、監査役に対し、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
 - ② グループ会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対し、法定の事項に加え、職務の執行状況その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、直接または当社関係部門を通じて報告する。
 - ③ 内部通報に関する社内規程に準じ、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- (8) その他当社の監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が取締役及び使用人等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人等にその説明を求めることができる。
 - ② 代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ③ 監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。
 - ④ 監査役職務執行に必要な費用は予算計上し、社内規程に従い、前払いまたは事後償還請求に応じる。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社の内部監査部が、年間の監査方針及び監査計画に基づいて、会社法及び金融商品取引法の内部統制に関する当社グループのモニタリングを行っております。

(2) コンプライアンス体制

「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を定め、ウェブサイト、社内報、グループ・コンプライアンスガイドブック等を用いて、当社グループの役員及び従業員へ周知しております。また、当社のリスクマネジメント委員会の主導の下、当社の各部門及びグループ各社は、コンプライアンスの徹底についての年間活動計画を策定し、改善活動を推進するとともに、情報共有を行っております。加えて、当社の主管部門等が、当社グループの各階層に対する各種のコンプライアンス教育を実施しております。

内部通報制度については、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に秘密の厳守及び相談・通報者が不利益を受けない旨を規定するとともに、外部の弁護士事務所にも受付窓口を設けております。

(3) リスク管理体制

当社のリスクマネジメント委員会が主導して、当社の各部門及びグループ各社が、リスクマネジメントに関わる年間活動計画を策定し、改善活動を推進しております。また、当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生のおそれがある

る場合は、リスクマネジメント委員会等に報告され、リスクマネジメント体制を通じて、適宜指導を行っております。

大規模災害等の緊急事態への対応については、事業継続計画を策定し、定期的に見直しを行っております。また、建物及び生産設備の耐震化、災害発生を想定した定期的な訓練等を行っております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定める会社の重要事項を決議しております。また、業務執行取締役等で構成する経営会議において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、経営会議に出席していない社外取締役へは事前説明を行っております。加えて、「取締役会付議書の作成に関する細則」を定めて運用する等、取締役会の審議の効率化と意思決定の合理性の確保に努めております。

(5) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づいて、当社の主管部門がグループ各社から事業方針、計画、決算等について適宜報告を受け、重要事項については経営会議または取締役会において決裁しております。また、グループ各社の自律的な経営を促すとともに、グループ各社の業績やリスクマネジメントの状況等を評価項目とした経営健全度評価を年度ごとに実施し、この結果に基づいて、当社の主管部門がグループ各社への指導・支援を行っております。

(6) 監査役の監査

監査役は、取締役会のほか、常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席等を通じて、内部監査部やリスクマネジメント委員会等の活動内容、その他当社グループに重要な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。また、代表取締役と監査役との定期的な意見交換会のほか、社外取締役と監査役との情報共有ミーティングを開催しております。

当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生するおそれがある場合は、「グループ・リスクマネジメント規程」に基づいて監査役へも報告しております。また、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に基づいて、内部通報について監査役へ報告する体制を整備しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品を展開するとともに、経営の健全性・透明性・効率性等の観点から当社に相応しいガバナンス体制を整備しております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、当社の株券等を20%以上取得しようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。

上記2)及び本3)の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.topy.co.jp/ja/stock/policy.html>

4) 上記2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記2)の取り組みを実施しております。上記2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みについての取締役会の判断

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

したがいまして、上記3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記3)の取り組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項（注））、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標は、連結配当性向30～35%を目安といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、平成30年5月22日の取締役会決議により1株当たり60円とさせていただきます。すでに平成29年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり20円と合わせまして、年間配当金は1株当たり80円となります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	119,930	流 動 負 債	82,891
現金及び預金	23,179	支払手形及び買掛金	26,324
受取手形及び売掛金	53,253	電子記録債務	17,694
商品及び製品	17,572	短期借入金	17,356
仕 掛 品	5,503	一年以内償還予定社債	5,000
原材料及び貯蔵品	12,452	リ ー ス 債 務	582
繰延税金資産	1,434	未 払 法 人 税 等	1,715
そ の 他	6,600	そ の 他	14,218
貸倒引当金	△65	固 定 負 債	56,470
固 定 資 産	129,291	社 債	20,800
有形固定資産	92,206	長期借入金	17,940
建物及び構築物	28,315	リ ー ス 債 務	875
機械装置及び運搬具	41,506	繰延税金負債	1,613
土 地	15,897	執行役員退職慰労引当金	158
リ ー ス 資 産	1,320	役員株式給付引当金	28
建設仮勘定	3,871	役員退職慰労引当金	42
そ の 他	1,295	定期修繕引当金	248
無形固定資産	3,078	退職給付に係る負債	11,249
投資その他の資産	34,005	資 産 除 去 債 務	276
投資有価証券	29,351	そ の 他	3,238
長期貸付金	469	負 債 合 計	139,361
繰延税金資産	1,027	純資産の部	
退職給付に係る資産	365	株 主 資 本	101,203
そ の 他	2,852	資 本 金	20,983
貸倒引当金	△60	資 本 剰 余 金	18,652
資 産 合 計	249,221	利 益 剰 余 金	63,302
		自 己 株 式	△1,734
		その他の包括利益累計額	7,756
		その他有価証券評価差額金	7,970
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	31
		退職給付に係る調整累計額	△235
		非支配株主持分	899
		純 資 産 合 計	109,859
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	249,221

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		230,462
売上原価		192,741
売上総利益		37,720
販売費及び一般管理費		29,723
営業利益		7,997
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	683	
持分法による投資利益	144	
その他	413	1,311
営業外費用		
支払利息	608	
その他	666	1,274
経常利益		8,034
特別利益		
固定資産売却益	266	
投資有価証券売却益	520	
負ののれん発生益	3,066	3,853
特別損失		
固定資産売却損	303	
固定資産除却損	496	
投資有価証券評価損	1,089	
減損損	2,007	
その他	55	3,953
税金等調整前当期純利益		7,933
法人税、住民税及び事業税	2,402	
法人税等調整額	△70	2,331
当期純利益		5,602
非支配株主に帰属する当期純利益		101
親会社株主に帰属する当期純利益		5,500

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,983	18,625	59,922	△1,728	97,801
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,120		△2,120
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,500		5,500
自己株式の取得				△13	△13
自己株式の処分				7	7
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		27			27
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	27	3,380	△5	3,402
当 期 末 残 高	20,983	18,652	63,302	△1,734	101,203

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券 評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算勘定 調整	退職給 付に係 る累計 額	その他 の利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	6,610	△14	332	△778	6,149	902	104,853
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,120
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,500
自己株式の取得							△13
自己株式の処分							7
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							27
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	1,359	4	△301	543	1,606	△2	1,603
当 期 変 動 額 合 計	1,359	4	△301	543	1,606	△2	5,005
当 期 末 残 高	7,970	△9	31	△235	7,756	899	109,859

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	71,642	流動負債	64,356
現金及び預金	6,361	支払手形	535
受取手形	1,590	買掛金	16,960
売掛金	37,657	電子記録債権	15,736
商品及び製品	8,421	短期借入金	6,200
仕掛品	2,570	一年以内返済予定長期借入金	3,888
原材料及び貯蔵品	7,701	一年以内償還予定社債	5,000
前払費用	280	リース負債	322
繰延税金資産	741	未払金	4,755
短期貸付金	0	未払費用	1,741
未収入金	5,395	未払法人税等	903
その他の他金	953	前受りの金	415
貸倒引当金	△31	その他	6,482
固定資産	120,226	固定負債	48,215
有形固定資産	60,724	社長期借入金	20,000
建物	17,126	リース負債	16,199
構築物	2,882	繰延税金負債	457
機械及び装置	29,259	退職給付引当金	1,288
車両運搬具	118	執行役員退職慰労引当金	7,845
工具・器具及び備品	551	役員株式給付引当金	158
土地	7,581	資産除去債務	28
リース資産	776	長期預り金	231
建設仮勘定	2,426	その他	1,778
その他の他	0	負債合計	112,572
無形固定資産	2,271	純資産の部	
投資その他の資産	57,231	株主資本	71,902
投資有価証券	20,960	資本剰余金	20,983
関係会社株式	28,039	資本剰余金	18,758
関係会社出資金	6,147	資本準備金	18,528
長期貸付金	14	その他資本剰余金	230
その他の他	2,091	利益剰余金	33,889
貸倒引当金	△21	その他利益剰余金	33,889
資産合計	191,869	固定資産圧縮積立金	95
		繰越利益剰余金	33,793
		自己株式	△1,729
		評価・換算差額等	7,394
		その他有価証券評価差額金	7,394
		純資産合計	79,297
		負債・純資産合計	191,869

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		138,872
売上原価		120,568
売上総利益		18,304
販売費及び一般管理費		15,532
営業利益		2,771
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,110	
その他の	229	2,340
営業外費用		
支払利息	238	
社債利息	198	
その他の	476	912
経常利益		4,199
特別利益		
固定資産売却益	111	
投資有価証券売却益	469	580
特別損失		
固定資産売却損	179	
固定資産除却損	297	
関係会社株式評価損	1,081	
その他の	7	1,567
税引前当期純利益		3,213
法人税、住民税及び事業税	1,159	
法人税等調整額	△205	954
当期純利益		2,259

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	20,983	18,528	230	18,758	247	33,502	33,750	△1,723	71,769
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△152	152			
剰余金の配当						△2,120	△2,120		△2,120
当期純利益						2,259	2,259		2,259
自己株式の取得								△13	△13
自己株式の処分								7	7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△152	291	139	△5	133
当 期 末 残 高	20,983	18,528	230	18,758	95	33,793	33,889	△1,729	71,902

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,138	6,138	77,907
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			△2,120
当期純利益			2,259
自己株式の取得			△13
自己株式の処分			7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,256	1,256	1,256
当期変動額合計	1,256	1,256	1,389
当 期 末 残 高	7,394	7,394	79,297

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 耕 田 一 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 耕 田 一 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役	山本	勝	⑩
常勤監査役	小川	幸弘	⑩
監査役（社外監査役）	川端	雅一	⑩
監査役（社外監査役）	醬油	和男	⑩

以上

株主総会会場ご案内図

東京都品川区大崎一丁目2番2号

アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 7階

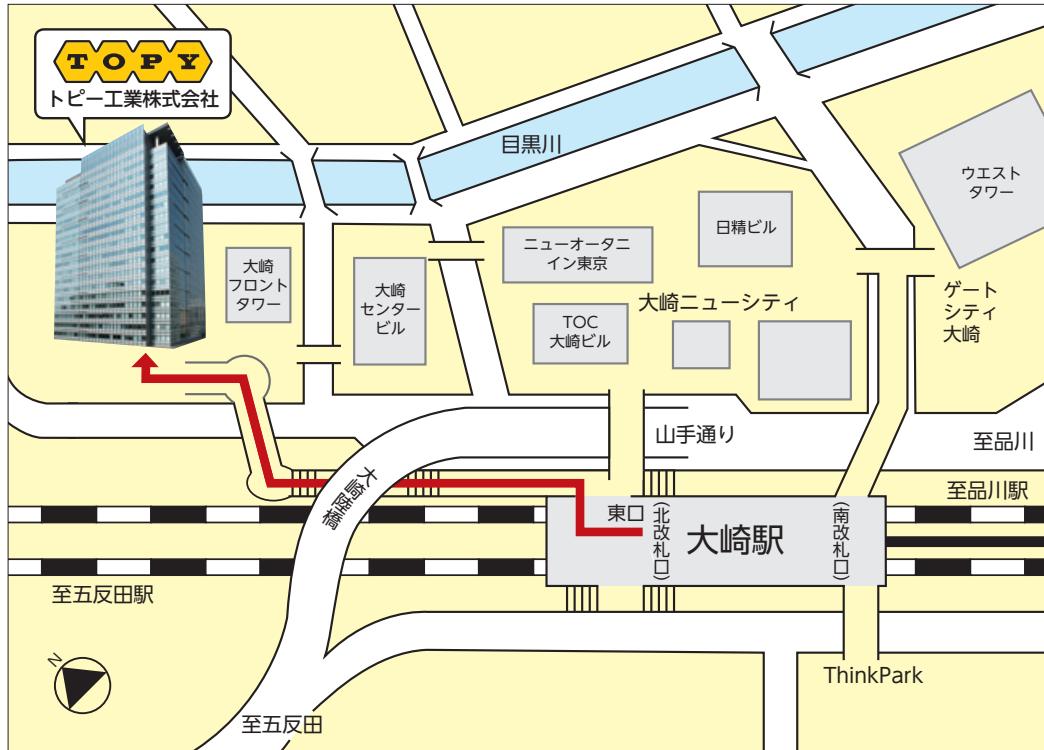
当社会議室

TEL : 03-3493-0777

最寄駅 : 大崎駅 (JR線・りんかい線)

アクセス : 大崎駅北改札口を出て東口より徒歩3分

エントランスよりエレベーターにて7階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



One-piece Cycle

流れるように美しい、技術と品質。



<http://www.topy.co.jp/>